

答 申

第1 香川県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の結論

香川県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行政文書の不存在を理由として行った非公開決定のうち、第2の1（2）に係る部分については妥当であるが、第2の1（1）に係る部分については、これを取り消し、実施機関が（1）を追加して特定し、その全部を非公開とすべきとしていることについては、これを公開すべきであり、また、（2）を特定し、改めて公開又は非公開の判断をすべきである。

- （1）令和5年9月19日香川県議会定例会における「ネット・ゲーム依存予防対策学習シート（以下「学習シート」という。）」に関する教育長の答弁原稿
- （2）（1）の答弁原稿の作成に関して質問予定議員から取得した質問原稿の案

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の公開請求

審査請求人は、令和6年8月10日付けで、香川県情報公開条例（平成12年香川県条例第54号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、次の内容の行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

- （1）香川県議会令和5年9月定例会（第2日）における立憲・市民派ネット代表〇〇議員質問に対する〇〇教育長答弁のうち、「学習シート」に関する部分に関する答弁の作成に関して取得し、又は作成した文書の一切（〇〇議員その他の関係者とのやりとりに係る文書を含む。）
- （2）令和6年8月7日〇〇報道「【解説】ネット・ゲーム依存対策の学習シート誤り指摘・・・どう変わった？ 香川」（以下「本件報道」という。）に関し、〇〇と教育委員会義務教育課のやりとり、同社記者の質問に対する教育長会見での対応及び同社の情報公開請求（「学習シート」に関するものに限る。）に関して取得し、又は作成した文書の一切

2 実施機関の決定

実施機関は、公開請求のあった行政文書として、次の文書を特定し、令和6年8月26日付けで、（1）については公開決定を、1（1）の請求対象文書（（2）を除く。以下「本件請求対象文書1」という。）及び1（2）の請求対象文書（（1）を除く。以下「本件請求対象文書2」という。）については行政文書が存在しないとして、（2）については条例第28条第4項に該当するとして非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

(1) 令和6年7月29日教育長定例記者会見記録

(2) 令和5年9月香川県議会定例会会議録

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和6年9月1日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対して審査請求を行った。

第3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求書において主張している理由は、次のとおりである。

本件処分に係る審査請求人の本件請求の第2の1（2）のうち、「〇〇」の「情報公開請求（「学習シート」に関するものに限る。）」については、本件請求において審査請求人が示した本件報道において「2024年度の学習シート改訂にあたって、教育委員会の内部や監修者との間でどんな議論があったのか、情報公開請求を行いました。」と記載されているところ、本件処分において「公開しない理由」に記載のある「県では請求に係る行政文書を作成及び取得しておらず、当該文書が存在しない」との事情があるとは考えられない。

なお、以上の記載に係る情報公開請求に関し、実施機関が作成し、又は取得した行政文書については、香川県教育委員会行政文書管理規程（平成26年香川県教育委員会訓令第1号）別表の類型欄35（4）に該当して、同令第21条の規定により、1年の保存期間を設定することとされている行政文書に該当すると考えられ、廃棄されていることも考えられない。

また、本件請求のうち第2の1（1）に関する行政文書のような行政文書については、通常、実施機関においては、教育長等が議会における議員・委員等の質問に対して答弁するに当たって答弁書又は答弁書案を作成し、実施機関内部での電子メール等による組織的な調整を経て答弁内容を確認していると考えられる。仮に、議会における審議の流れにおいて、質疑がそのとおりされると限らず、質疑が当該答弁書又は答弁書案のとおりに答弁するわけではないにせよ、当該答弁書若しくは答弁書案又はその調整過程における電子メール等は、実施機関の内部で組織的に用いられた検討・調整資料であり、「県では請求に係る行政文書を作成及び取得しておらず、当該文書が存在しない」との実施機関の説明に何ら合理的な点は見当たらない。

加えて、答弁書又は答弁書案の作成に当たっては、実施機関は、必要に応じて、質疑を行う予定の議員・委員等と質疑又は答弁の内容について事前の調整を行う

と考えられるところ、そのような調整に求められた一切の文書についても、公開対象の行政文書として特定する必要がある。

よって、1のと通りの裁決を求める。

3 反論書による主張

反論書において主張している理由は、次のとおりである。

- (1) 「本件報道に関し〇〇と教育委員会義務教育課のやりとり」に関して取得し、又は作成した行政文書について

実施機関は、弁明書において「取材は対面で行われ、〇〇の質問に対して、課長補佐が口頭で回答するというインタビューの形であったため、本件報道に関して〇〇と教育委員会義務教育課のやりとりに係る行政文書は存在」せず、「取材の申請や日程の調整等についても口頭で行われ、取材後及び報道後においても連絡はとっておらず、該当する行政文書が存在しない」と弁明している。

しかしながら、取材が「インタビューの形」で行われ、日程調整等が「口頭」で行われたものであるとしても、少なくとも本件に関して実施機関が弁明書に前記の経緯を記載できるということは、前記の経緯を記録した取材対応メモ、電話受付票、電子メール等の行政文書が存在することを意味しており、「本件報道に関し〇〇と教育委員会義務教育課のやりとり」に係る取材対応メモ、電話受付票、電子メール等の行政文書を公開対象として特定すべきである。

- (2) 〇〇の「情報公開請求に関して取得し、又は作成した文書の一切」について

実施機関は、弁明書において、「本件報道に関して行われた情報公開請求は、〇〇からなされたものではないことから、審査請求人の公開請求にあった「同社の情報公開請求」に該当する行政文書は存在しない」と弁明している。

しかしながら、審査請求人は、本件請求において、「本件報道」の「2024年度の学習シート改訂にあたって、教育委員会の内部や監修者との間でどんな議論があったのか、情報公開請求を行いました。」との記載を確認し、当該記載により、〇〇が実施機関に情報公開請求を行ったものと思料し、本件請求を行ったのであり、そのような本件請求の趣旨は、本件請求及び審査請求において審査請求人が提出した書面に記載された内容から合理的に推知することができる。

この点、条例では、実施機関は、公開請求をしようとするものが容易かつ的確に公開請求をすることができるよう、当該実施機関が保有する行政文書の特定に資する情報の提供その他公開請求をしようとするものの利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする（第25条）ところ、前記の本件請求の趣旨が推知されたのであれば、実施機関は審査請求人に対し、「本件報道」に記載された「情報公開請求」が〇〇から行われたものではない旨の情報提供を行い、本件請求の補正を求めるのが適切であった。

そのような情報提供等を何ら行わず行われた本件処分は取り消されるべきである。

また、仮にこのような事情が本件処分を取り消すべき理由とならない場合には、情報公開制度の趣旨に照らし、実施機関は、本件処分のような状況の下においては、請求人に対して所要の情報提供を行うことが相当である旨の付言を求める。

(3) 「教育長の答弁原稿」について

実施機関は、弁明書において、「教育長の答弁原稿（以下「本件答弁原稿」という。）を、該当の行政文書として特定することとした」上で、「答弁原稿は原稿に過ぎず、議場で異なった答弁を行うこともありうる中、答弁原稿を公にすることとなると、会議録とは異なる答弁原稿が県の公式見解であるとの誤解を招くおそれは否定できず、その結果、答弁の内容に係る事業について、今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。したがって、本件答弁原稿は条例第7条第4号の規定により、非公開とすることが適当である。」と弁明している。

しかしながら、香川県議会の会議録が既に公表されている以上、当該会議録における教育長の発言が「県の公式見解」であることは明らかであり、あくまで案に過ぎない「本件答弁原稿」を公にしたところで、実施機関の弁明するような「おそれ」が生じるとは考えられない。

また、少なくとも、実施機関の説明は、香川県ウェブサイト公表されている「情報公開条例の趣旨及び解釈」において、本号に関し、「「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するかどうかを判断するに当たっては、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性では十分とはいえない」とされているところの、実質的な「支障」や、単なる確率的な可能性ではない「おそれ」が何ら説明されておらず、考慮すべきではない。

したがって、実施機関が弁明書において追加的に特定した「本件答弁原稿」については、公開すべきである。

(4) 「答弁案の実施機関内での調整に係る電子メール等」について

実施機関は、「答弁案の実施機関内での調整に係る電子メール等については、該当する行政文書が存在しない」と弁明している。

しかしながら、「本件答弁原稿」が存在するのに、実施機関内での調整過程が何ら存在しないとは考えられず、当該調整過程に係る電子メール等が存在しないという実施機関の弁明に合理的な点は見当たらない。

したがって、当該調整過程に係る電子メール等についても探索し、公開対象として特定すべきである。

(5) 議員との調整過程に係る行政文書について

実施機関は、弁明書において、「審査請求人は、「実施機関は、必要に応じて、質疑を行う予定の議員・委員等と質疑又は答弁の内容について事前の調整を行うと考えられるところ」としているが、こうした調整は行っていないことから、指摘のような行政文書は存在しない」と弁明している。

しかしながら、実施機関は「本件答弁原稿」を作成している旨も弁明しているところ、「本件答弁原稿」を作成するためには、少なくとも質疑者から予定する質疑を聴取し、又は質疑原稿の案を取得する必要がある、そのような過程において、行政文書を取得し、又は作成していないとは考えられないから、そうした行政文書も公開対象として特定すべきである。

第4 実施機関の説明の要旨

弁明書による説明は、次のとおりである。

1 本件処分の理由について

- 「令和5年9月定例会の教育長答弁の作成に関して取得し又は作成した文書の一切」

当該の答弁案を作成するにあたって、参照したり根拠としたりするために、実施機関内の関係者や〇〇議員とのやりとりに関するものを含め、行政文書の取得・作成は行っていない。

また、令和5年9月定例会での教育長の答弁については、「令和5年9月香川県議会定例会会議録」に記載されており、条例第28条第4項の規定により、公開をしない文書に該当するものである。

これらの理由から、「令和5年9月定例会の教育長答弁の作成に関して取得し又は作成した文書の一切」について、非公開を決定した。

- 「本件報道に関し〇〇と教育委員会義務教育課のやりとり」

本件報道に先立って、令和6年7月23日に、〇〇から取材を受け、教育委員会義務教育課からは、課長補佐と、担当指導主事が対応した。取材は対面で行われ、〇〇の質問に対して、課長補佐が口頭で回答するというインタビューの形であったため、本件報道に関して〇〇と教育委員会義務教育課のやりとりに係る行政文書は存在していない。また、取材の申請や日程の調整等についても口頭で行われ、取材後及び報道後においても連絡は取っておらず、該当する行政文書が存在しないため、非公開を決定した。

- 「同社の情報公開請求に関して取得し、又は作成した文書の一切」

本件報道に関して行われた情報公開請求は、〇〇からなされたものではないことから、本件請求にあった「同社の情報公開請求」に該当する行政文書は存在しないため、非公開を決定した。

2 「第3の2 審査請求の理由」の記載について

(1) ○○の情報公開請求に関して作成し、又は取得した文書の一切について

上述のとおり、本件報道に関して行われた情報公開請求は、○○からなされたものではないことから、審査請求人の本件請求にあった「同社の情報公開請求」に該当する行政文書は存在しない。

(2) 議会の答弁書又は答弁書案、調整過程における電子メール等について

本件請求においては、審査請求人からの本件請求第2の1(1)について、答弁案を作成するに当たって、参照したり根拠としたりするために取得又は作成した文書と捉え、該当文書は存在しないことから非公開としていたところ、審査請求人は本件審査請求において、実施機関内での調整過程にある答弁案と、調整過程における電子メール等を行政文書として特定し公開することを求めている。

それを受けて改めて確認したところ、本件答弁原稿を、該当の行政文書として特定することとした。しかし、答弁原稿は原稿に過ぎず、議場で異なった答弁を行うこともありうる中、答弁原稿を公にすることとなると、会議録とは異なる答弁原稿が県の公的見解であるとの誤解を招くおそれは否定できず、その結果、答弁の内容に係る事業について、今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。したがって、本件答弁原稿は条例第7条第4号の規定により、非公開とすることが適当である。

また、答弁案の実施機関内での調整に係る電子メール等については、該当する行政文書が存在しない。

(3) 質問予定議員との調整過程に係る行政文書について

審査請求人は、「実施機関は、必要に応じて、質疑を行う予定の議員・委員等と質疑又は答弁の内容について事前の調整を行うと考えられるところ」としているが、こうした調整は行っていないことから、指摘のような行政文書は存在しない。

3 結語

本件請求に対し、本件処分を行った文書のうち、

- ・香川県議会令和5年9月定例会（第2日）における立憲・市民派ネット代表○議員質問に対する○○教育長答弁に関して、実施機関内での調整過程にある答弁案については、本件答弁原稿を、行政文書として特定するが、条例第7条第4号により非公開とされるべきである。

また、

- ・「令和5年9月香川県議会定例会会議録」については、条例第28条第4項の規定により、公開をしない文書に該当することから、
- ・他の請求にかかる行政文書については、存在しないことから

本件審査請求は棄却されるべきである。

第5 審査会の判断

1 判断における基本的な考え方について

条例は、その第1条にあるように、県民の行政文書の公開を求める権利を具体的に明らかにするとともに、行政文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、県の保有する情報の一層の公開を図り、県政に関し県民に説明する責務が全うされるようにし、県政に対する県民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した県政の発展に寄与することを目的として制定されたものであり、審査に当たっては、これらの趣旨を十分に尊重し、関係条項を解釈し、判断するものである。

なお、審査請求人は、本件処分のうち、本件請求対象文書1及び本件請求対象文書2を非公開としたことを不服としているものであり、令和5年9月香川県議会定例会会議録を非公開としたことについては争ってはいないと解されることから、その妥当性については審査の対象に含めないこととする。

2 学習シートについて

実施機関は、香川県ネット・ゲーム依存症対策条例（令和2年香川県条例第24号）に基づき、ネット・ゲームの適正利用についての各家庭におけるルール作りの参考として活用できるよう、学習シートを作成している。作成に当たっては、家庭でのネット・ゲーム利用に関するルールの設定状況等を踏まえつつ、専門家から指導及び助言を得て随時改訂を行っている。

令和5年9月19日の香川県議会定例会の代表質問において、同条例及び学習シートの見直しに関する質問があり、教育長が答弁を行った。また、令和6年8月7日に、〇〇が学習シートの改訂等に関して本件報道を行った。

3 本件処分について

（1）本件請求対象文書1について

ア 答弁書又は答弁書案について

（ア）答弁書又は答弁書案の保有の有無について

審査請求人は、通常、議会での答弁に当たって答弁書又は答弁書案を作成していると考えられ、当該行政文書が存在しないとの実施機関の説明に何ら合理的な点は見当たらないと主張している。

一方、実施機関は、第4の2（2）のとおり、本件答弁原稿を本件請求対象文書1として追加して特定することとしている。

当審査会において見分したところ、本件答弁原稿は、教育長が議場において実際に読み上げる原稿であり、予想される質問内容の要旨及びこれに対する答弁内容が記載されている。

なお、議場での実際の答弁内容については、会議録に記載され、香川県議会のホームページにおいて公表されている。

(イ) 非公開情報該当性について

条例第7条第4号は、県の機関等が行う事務又は事業の目的達成又は適正な執行の確保の観点から、当該事務又は事業に関する情報の中で、当該事務又は事業の性質、目的等からみて、公開することにより、将来の当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報については、非公開とすることを定めたものである。

また、「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するかどうかを判断するに当たっては、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性では十分とはいえないものであると解される。

この基本的な考え方にに基づき、本件答弁原稿の本号該当性について、以下検討する。

実施機関は、答弁原稿は原稿に過ぎず、議場で異なった答弁を行うこともあり得る中、答弁原稿を公にすることとなると、会議録とは異なる答弁原稿が県の公的見解であるとの誤解を招くおそれは否定できず、その結果、答弁の内容に係る事業について、今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると主張している。

確かに、答弁原稿と会議録の内容とが異なる場合に、答弁原稿を公にすることとなると、上記のおそれがあると認められる。

しかし、当審査会において見分したところ、本件答弁原稿に記載された答弁内容は、会議録に記録された答弁内容と同一であり、公開したとしても、上記のおそれがあるとは認められず、条例第7条第4号に該当しないと判断される。

イ 実施機関内での調整に係る電子メール等の保有の有無について

審査請求人は、本件答弁原稿が存在するにもかかわらず、その調整過程に係る電子メール等が存在しないという実施機関の弁明に合理的な点は見当たらないと主張している。

当審査会事務局職員をして実施機関に確認したところ、答弁作成に当たっての内部での調整は、対面での協議により行われたため、当該調整に係る電子メール等は存在しないとのことであった。この実施機関の説明に不合理な点は認められず、他にその存在を推認させるような事情も認められない。

ウ 質問予定議員との調整過程に係る行政文書の保有の有無について

審査請求人は、本件答弁原稿を作成するためには、少なくとも質疑者から

予定する質疑を聴取し、又は質疑原稿の案を取得する必要がある、そのような行政文書も特定すべきであると主張している。

当審査会事務局職員をして実施機関に確認したところ、本件答弁原稿の作成に関して質問予定議員から取得した質問原稿の案を保有しているとのことであった。

当審査会において見分したところ、これらの行政文書は、審査請求人が主張する質疑原稿の案に該当すると認められるため、実施機関は、これらの行政文書を本件請求対象文書 1 として特定し、改めて公開又は非公開の判断をすべきである。

(2) 本件請求対象文書 2 の保有の有無について

ア ○○と教育委員会義務教育課のやり取りに関して作成し、又は取得した文書の一切について

審査請求人は、取材がインタビュー形式で行われ、日程調整等が口頭で行われたとしても、その経緯を記載した取材対応メモ、電話受付票、電子メール等の行政文書が存在するはずであると主張している。

当審査会事務局職員をして実施機関に確認したところ、取材は対面でのインタビュー形式で行われ、取材の前後において、取材内容等を記録した行政文書は作成していないとのことであった。

また、取材の申込み及び日程調整は、対面でのやり取りにより行われたため、電話受付票は存在せず、当該やり取りに係る行政文書も作成していないとのことであった。なお、取材に当たって、電子メールでのやり取りは行われなかったとのことである。

イ ○○の情報公開請求に関して作成し、又は取得した文書の一切について

審査請求人は、本件報道において、「2024年度の学習シート改訂にあたって、教育委員会の内部や監修者との間でどんな議論があったのか、情報公開請求を行いました。」との記載があるところ、○○からの情報公開請求に関して取得し、又は作成した文書が存在しないということは考えられないと主張している。

一方、実施機関は、本件報道に関して行われた情報公開請求は、○○からなされたものではないと主張している。

当審査会において見分したところ、本件報道に関して行われた情報公開請求は、実施機関が説明するとおり、○○からなされたものではなかった。

以上のことから、本件請求対象文書 2 を作成及び取得していないとの実施機関の説明に不合理な点は認められず、他にその存在を推認させるような事情も認められないことから、実施機関が本件請求対象文書 2 は存在しないとして非公開決定を行ったことは是認できる。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々の主張をしているが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

(略)